



建交労 神奈川ダンプ

2017年06月15日

第265号

- ダンプ運転手は現場排除の対象外 国交省が明確に回答
 - 第24回定期大会の案内
 - 建設国保で大幅節約
 - 建退共・小規模企業共済で将来に向けた備えを
 - 第8回全国ダンプ交流集会に参加



6/11～12 第8回全国ダンプ交流集会 in 仙台

発 行 建交労神奈川ダンプ支部
住 所 〒231-0025
横浜市中区松影町 2-7-17
リバーハイツ石川町 304
T E L 045-662-2340
F A X 045-641-5453
E-Mail ctg-kana@jasmine.ocn.ne.jp

携帯 090-3241-1450 (伊藤)
090-2630-3595 (高橋)

建設国保で大幅節約を

6月に入り、市町村から新年度の健康保険料が通知される頃かと思います。別紙の建設国保のチラシを見て、メリットを感じた方は組合までお問い合わせください。

**建退共・小規模企業共済で
しっかり将来への備えを**

建退共の定期更新は、着実に組合員中に浸透し、約30名の方が利用しています。金利も3%、国からの補助もあり、将来の安心に繋がります。さらに、全額所得税控除となる「小規模企業共済」は、月1000円～70000円の範囲で貯蓄できます。窓口は金融機関となっていますので、各取引銀行等にお問い合わせください。資料は組合にもありますので希望者は連絡ください。



D社新品SP7**タイヤ
25000円（税込）

第8回全国ダンス交流集会に参加

事故時の連絡先 あいおい損保 0120-024-024
045-474-2700 休日・(夜間)01

関東自動車共済 045-474-2700 休日・(夜間)0120-89-8819

7月9日（日）午前10時～ 第24回ダンラ部定期大会

第24回定期大会案内

日 時 7月9日（日）
午前10時～

場 所 大和市生涯学習
センター
(相鉄線・小田急線大和駅
下車徒歩10分)

内 容 2016年度経過報告
2016年度決算報告
2017年度運動方針提案
2017年度予算案提案
2017年度役員案提案

以上の内容について採決します

その他 就労闘争登録会開催
(2017年度就労闘争に参加希望する組合員は必ず参加し、運動への理解・交通安全運動推進の意識向上を図る。また、2017年度の班体制を確立しますので必ず出席するようにしてください。)

集会終了後、交流会開催します

新間たな運動方針を確立し、大会を成功させよう

第24回神奈川ダンブ支部定期大会を、7月9日(日)午前10時より、大和市生涯学習センターで開催します。

今回の大会では、1年間の運動の経過を説明し、さらに飛躍の1年にするためには、ダンブ支部がどのように運動を展開するか重要な大会となります。

特に就労闘争では、新東名高速

道路工事やリニア関連工事など大型公共開発事業が予定され、中で、大型公会と共同して取り組みを実現する契機に、もなります。さらに、会を併せて行い、確実な学習登録体制、班体制を確立します。

用を提
起し、労災保険・労働保険の活
用で組合員の大幅拡大を目指します。
併せて大会では、2017年度一
年間の新たな役員を選出し、財政方
針も確立します。
大会後には、恒例の交流会を行い
ます。
組合員の皆様には、大変お忙しい
中だとは思いますが、必ず仲間を誘
つてのご参加をお待ちいたしております。

執行委員長	1名
副執行委員長	3名
書記長	1名
執行委員	6名
会計監査	名

(立候補受付について)

2017年度役員に立候補する組合員は、予めダンプ支部事務局に連絡の上、2017年6月30日(金)正午までに立候補を表明すること。

ダンプ運転手は現場排除の 対象外 5.19 国交省回答

りで5月19日、全国ダンプ部会は、毎年の国交省要請に取り組み、全国の仲間から集められたダンプ署名5000筆を提出しました。さらに、要請では、特に国交省が主導する社会保険未加入対策について、大きく時間をとつてやりとりしました。

ダンプ部会からは、4月以来現場では元請や下請から、法人化し社会保険加入が強制されれており、加入しなければ現場から排除するとまで言われていく実態を紹介し、国交省の見解を求めました。

の個人事業主や一人親方は適正保険（国民健康保険・国民年金）に加入していれば足りる。」と回答しました。

その上で、国交省の指導不足を追求する。雇用労働者で60歳以上のものについては、「特段の理由」にあたたり、社会保険加入義務を免除することは、建設業の元請や下請で知られていました。周徹底を図るよう要求しました。

また、国交省の「社会保険未加入対策Q & A」の「53」（別紙）を示し、そもそもダンプ残業の運転手は、今回の社会保険未加入対策の対象になるのか？と追求すると、明確に「（運行を行う）ダンプ運転手は、ましません。」と回答しました。

「加入了て、『では、未加入だから』と言つて現場排除の対象にならぬのか？」と重ねて質問すると、「現場排除の対象にはなりません。」と回答した。（加入義務のある）

適切な保険への加入を進めて頂きました」と回答しました。

5月18日、国会で過積載の背後責任を追求

5月18日、参議院国土交通委員会にて、過積載の原因となる荷主からの強要について、背後責任を追及するよう日本共産党山添拓議員が質問に立ちました。はじめに警察の過積載検挙件数について、昨年度は3407件あつたことが報告され、一方で荷主への勧告・再発防止命令はどの程度あつたのか質問すると、過去10年間で1件だとかなかつたと回答。つまり、警察は、運転手だけを取り締まり、その荷主による背後責任の追及につい全くなに行つていなかつたことが明らかになりました。

また、石井国土交通大臣は、過積載の要因に「安すぎる単価は過積載繋がる」と低単価問題も認めました。今回の質問は、事前に議員と打ち合わせして進めたものです。

**「特段の理由」に相当
60歳以上も社会保険加入義務無し**